



# 「徳島県地域福祉支援計画（第4期素案）」について 県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、平成31年3月に「徳島県地域福祉支援計画（第3期）」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいるところです。

このたび、現計画が令和6年3月で満了となることから、「人」がつながり、「地域」とつながり、「未来」へつながる地域共生社会の実現」を基本目標として、地域福祉のさらなる推進に向け、第4期計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

## 1 ご意見の募集期間

令和5年12月8日（金）～ 令和6年1月9日（火）

## 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））

## 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 保健福祉部 国保・地域共生課 地域共生担当

電話：088-621-3249 FAX：088-621-2913

メールアドレス：kokuhochiikikyouseika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行

（パブリックコメント）



### Q1 「徳島県地域福祉支援計画」ってどんな計画？

この計画は、社会福祉法第108条に規定されている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するもので、本県における地域福祉推進の基本的な考え方や、広域的な視点で取組む施策の方向性を定め、市町村が策定する地域福祉計画の推進を支援するとともに、「とくしま高齢者いきいきプラン」、「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島はぐくみプラン」、「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」等、本県における個別の福祉計画と連携することにより、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するものです。



### Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

計画の素案では、基本目標とともに5つの重点課題を設定し、これらの課題を解決するための主要施策として、具体的な施策や取組を示しております。

別添資料をご一読いただき、今回の計画改定の内容について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項等について、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



### Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。